

ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

今年は壬寅（みずのえ とら）の年です。前年に続き災害等が発生する可能性が高いそうです。万全の準備をしてください。

経営者自らが発信力を持ち、強い言葉をもって顧客のファンを作ってください。また、経営者の最も大切な資質は、健康であることです。気力のない経営者に未来はありません。食から見直し、生活習慣を整えましょう。

本年も宜しくお願いいたします。 **光廣 昌史**

今月のトピックス

- ◇税制改正大綱、発表！
- ◇個人の確定申告、記帳と帳簿書類の保存期間
- ◇確定申告にあたり
- ◇新春のご挨拶



快活な人がいれば、物静かな人がいる。思い切りのいい人がいれば、慎重な人もいる。そこに優劣はありません。いろいろな人がいて、それぞれの良さを生かし合ってこそ、すべての人が生き生き暮らせる世の中になるのです。

謹んで新春のお慶びを申し上げます 令和4年 元旦

税制改正大綱、発表！

与党は昨年12月10日に、令和4年度与党税制改正大綱を決定しました。賃上げ税制や住宅ローン減税など既存の制度の修正にとどまり小粒な税制改正になりました。脱炭素社会の実現や人口減少時代の負担のあり方など中長期の重要課題にどう対応するかという検討は軒並み先送りしました。12月時点の情報では、生前贈与について制限されるという記事が氾濫していましたが、その改正は見送られました。今年度も引き続き今まで通りの贈与が可能です。ぜひ活用ください。詳細については、2月号で解説いたします。

(1) 中小企業における賃上げ促進税制

中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）します。

	「現 行」 ※所得拡大促進税制	「改 正 案」
【適用要件】		
■ 給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上 ●	(変更なし)
【税額控除】	[控除率最大25%]	[控除率最大40%]
■ 控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ●	(変更なし)
■ 控除率	基本 1.5%	1.5%
	上乗せ (賃上げ) +1.0%	+1.5% 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費) +1.0%	+1.0% ^{※2} 教育訓練費の対前年度増加率1.0%以上
■ 控除上限額	当期の法人税額×2.0% ●	(変更なし)

※1 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

① 教育訓練費の対前年度増加率1.0%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付（改正案：明細書の保存）が必要

② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明（改正案：廃止）

※2 控除率1.5%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計2.5%

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2) 住宅ローン控除の見直し

● 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた措置

- 省エネ性能等の高い認定住宅等につき、新築・既存住宅ともに、借入限度額を上乗せ
- 令和6年以降に建築確認を受けた新築住宅につき、省エネ基準への適合を要件化

● 会計検査院の指摘への対応と当面の経済状況を踏まえた措置

- 会計検査院の指摘への対応として控除率を0.7%（現行：1%）としつつ、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乗せ（注1）
- 合計所得金額1,000万円以下の者につき、令和5年以前に建築確認を受けた新築住宅の適用要件を40㎡以上に緩和

		見直し後		
		令和4・5年	令和6・7年	
認定住宅 (低炭素住宅・長期優良住宅)		5,000万円	4,500万円	↑ 高 省エネ性能等 低
ZEH水準省エネ住宅		4,500万円	3,500万円	
省エネ基準適合住宅		4,000万円	3,000万円	
その他の住宅 (注2)		3,000万円	2,000万円	
認定住宅等 (低炭素・長期優良住宅、 ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅)		3,000万円		↑ 高 省エネ性能等 低
その他の住宅 (注2)	2,000万円			

- (注1) 控除期間につき、新築の認定住宅等については、令和4～7年につき13年とし、新築のその他の住宅については令和4・5年は13年、令和6・7年は10年とし、既存住宅については令和4～7年につき10年とする。
- (注2) 「その他の住宅」は省エネ基準を満たさない住宅のことを指す。
- (注3) 住宅ローン控除の適用対象者の所得要件は合計所得金額2,000万円以下（現行：3,000万円以下）とする。
- (注4) 既存住宅における築年数要件（耐火住宅25年、非耐火住宅20年）を廃止し、代わりに昭和57年以降に建築された住宅を対象とする。
- (注5) 所得税額から控除しきれない額については、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の範囲内で個人住民税から控除する。

(3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

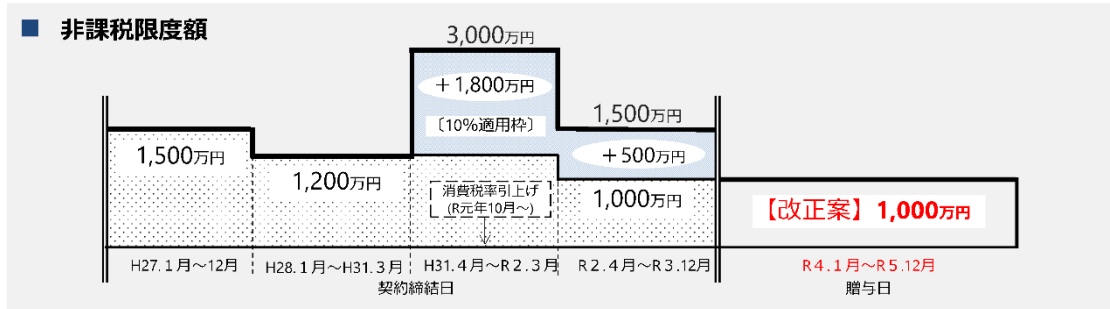
親・祖父母等（贈与者）から住宅取得等の資金の贈与を受けた場合、非課税限度額まで非課税とする。
（平成27年1月1日～令和3年12月31日までの措置）⇒【改正案】令和5年12月31日まで2年延長

● 適用要件

- 住宅面積：床面積50㎡以上240㎡以下の住宅用家屋（合計所得金額が1,000万円以下の者：下限を40㎡以上に引下げ）
- 受贈者：直系卑属（合計所得金額2,000万円以下など）

● 非課税限度額

- 通常の住宅 500万円
- 耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋 1000万円



- (注) 1 上図は、耐震性能・省エネ性能・バリアフリー性能のいずれかを有する住宅向けの非課税限度額。それ以外の住宅の非課税限度額はそれぞれ500万円減。
- 2 受贈者の年齢要件：20歳⇒【改正案】年齢要件を18歳以上に引下げ（令和4年4月以後）
- 3 既存住宅は、①築年数が20年（耐火建築物は25年）以内又は②耐震基準に適合していることが必要。
⇒【改正案】築年数要件を撤廃し、昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とする。
- 4 東日本大震災の被災者に係る非課税限度額は、令和3年12月末まで1,500万円（耐震・エコ・バリアフリー以外の住宅は1,000万円）で据置き。
⇒【改正案】令和5年12月末まで2年延長。
原則とし贈与を受けた年翌年3月15日までに住宅を取得する必要がある

(4) 財産債務調書制度の見直し

まずは提出義務者が拡大され、現行の提出義務者にプラスでその年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者が追加されました。

一方で提出期限については、現行は翌年の3月15日までとされていたものが翌年の6月30日に延長がされました。こちらの改正は国外財産調書についても同様の改正となります。

- 所得2,000万円以下の者は、仮に高額な資産を保有していたとしても、調書の提出義務がない。
⇒納税者における資産の異動状況等について、十分に把握できていないと難しい。
- 「現行の提出期限（3月15日）までに、保有財産の種類・数量・価額を正確に算出・記載することは必ずしも容易でないことを勘案し、提出期限は6月末以降とすべき」との指摘がある。
- 提出義務者の事務負担軽減の観点から、記載省略の範囲について拡大する余地があると考えられる。

個人の確定申告、記帳と帳簿書類の保存期間

個人で事業や不動産賃貸等を行っている場合には、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。所得税の確定申告（以下、確定申告）時期を目前に控え、この記帳と帳簿書類の保存期間について所得税の取扱いを中心に確認しましょう。

1. 確定申告をする方

(1) 確定申告が必要な方

その年の1月1日から12月31日までの間に生じた所得金額の合計額から所得控除の合計額を差し引いた残額に対する税額が、一定の税額控除の合計額を超える方は、原則、**その年の翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告**をしなければなりません。ただし、確定申告書の提出期限が令和4年（2022年）1月1日以後となる確定申告からは、超えたとしても控除しきれない源泉所得税額や予定納税額等がある場合は、この取扱いから外れます。

なお、年末調整済みのサラリーマンや、公的年金等を受給されている方は、一定の要件を満たせば上記にかかわらず、確定申告をする必要はありません。

(2) 確定申告をした方がお得な方

確定申告をする必要のない方について、納め過ぎた税額（源泉所得税額や予定納税額）がある場合には、確定申告をすることで税金の還付を受けることができます。これを「還付申告」といいます。

申告期間は（1）にかかわらず、**その年の翌年1月1日から5年間**です。ただし、後述する青色申告による最高65万円の控除（55万円又は65万円控除に限る）を適用したいときは、（1）の期限内に還付申告をしなければなりません。

なお、確定申告をする必要のないサラリーマンが次の控除を適用したいときは、原則、還付申告はできませんが、年末調整の対象となった給与所得以外の所得の申告を忘れないようにしましょう。

- 医療費控除（多額の医療費を支払った）
- 寄附金控除（ふるさと納税などの寄附を行った）
- 雑損控除（災害等により損害を受けた）
- 住宅借入金等特別控除（ローンを組んで住宅を購入した【適用初年分】）

2. 記帳と帳簿書類等の保存をする方

個人で事業や不動産賃貸を行っているなど、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている場合には、**確定申告をする必要がなくても、記帳を行い、帳簿書類等の保存をしなければなりません。**

(1) 記帳

売上げ、仕入れや経費などについて、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載することを、「記帳」といいます。

白色申告の記帳は取引ごとではなく、日々の合計金額をまとめて記載するなど簡易な方法が認められます。他方、原則、青色申告は一定水準の記帳が求められます。この青色申告とは、所得金額から最高65万円が控除できる、損失が繰越せるなどの優遇措置が受けられることが特徴の制度で、一定期間内に申請の手続きが必要です。

なお、消費税の課税事業者は、前述以外に一定のルールによる記帳が求められます。

(2) 帳簿書類等の保存期間

作成した帳簿の他、取引に関して受け取った請求書や領収書などの書類は、整理して保存しなければなりません。所得税において求められる帳簿や書類の種類や保存期間も、青色申告か白色申告かで次のとおり異なります。

なお、消費税の課税事業者として求められる帳簿の保存期間は、原則、帳簿閉鎖日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間です。また、仕入税額控除の適用を受ける場合は、帳簿の他に一定の請求書等の保存が求められており、この場合の保存期間は、原則、帳簿は前述のとおり、請求書等はその受領日の属する課税期間の末日の翌日から2ヶ月を経過した日から7年間です。ただし6年目と7年目は、帳簿か請求書等のいずれか一方の保存で問題ありません。

【青色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など
	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）

※前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は5年です。

【白色申告の場合】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類※	5年

※令和4年以降は、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要があります。

出典：国税庁「帳簿の記帳のしかた」ほか

(3) 帳簿書類等の保存方法

帳簿書類等の保存方法は、紙での保存、あるいは電子帳簿保存法の規定に則した電磁的記録による保存となります。

4. 法人における帳簿書類等の保存期間

ちなみに、法人における帳簿書類等の保存期間は、法人税であれば、原則、その事業年度の確定申告書の提出期限の翌日から7年間です。ただし、青色繰越欠損金等が発生した事業年度は、10年間（発生した事業年度が平成30年4月1日前開始事業年度の場合は9年間）の保存が求められます。

消費税の課税事業者の場合は、原則、個人と変わりません。

なお、会社法や医療法など税法以外の法律により、一定の帳簿書類等について10年間の保存が求められる場合があります。ご注意ください。

参考：国税庁 HP 「個人で事業を行っている方の記帳・帳簿等の保存について」 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/index.htm
 「No.2020 確定申告」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2020.htm>
 「No.6621 帳簿の記載事項と保存」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6621.htm> ほか

関与先 各位

確定申告にあたり

確定申告の時期が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類ならびに事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等をご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は至急ご連絡ください。

※還付申告の方は2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。



参考文献： ■中国新聞 ■ゼイタックス ■生保営業支援塾 ■My Komon

2022 新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



明けましておめでとうございます。

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

令和4年は「電子帳簿保存法」（少し厄介です）と、「インボイス制度」への対応が税制のメインテーマです。帳簿保存が紙からデータに替わり、税務調査もメールやパソコンのデータ、ファイル等の閲覧が主となります。日頃からデータの整理が必要です。

旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。現時点の広島県ははじめ全国のコロナウイルスは沈静化しているように思われますが、まだ予断を許さない状況が続いています。想定外の事態に対応出来るよう迅速な情報発信を心がけて参りますので、今年も弊社並びにスタッフ一同を宜しく
専務取締役 中野 一弘
 お願いいたします

本年も宜しくお願いたします。

副所長 中山 昌実

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
 ニュース解説配信中!

